

プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

本資料の目的

- 2022 年 3 月 15 日に公表した実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に対するコメントは 2022 年 6 月 8 日に締め切り、5 通のコメント・レター(団体等 3 通、個人 2 通)が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所がある。

また、本公開草案においては他の会計基準等の修正を行うことは提案していなかったが、上記の検討の結果、実務対応報告の文案に他の会計基準等の修正を追加している。

- 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無、及び他の会計基準等の修正に関する公開草案の公表の要否について検討することを目的としている。

公開草案を再度公表することの必要性

- 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)第 19 条第 5 項では、以下のとおり記載されている(文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す)。

「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

- 本公開草案の公表以後、実務対応専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
(1) 本実務対	一部の論点について	本実務対応報告で取り	一部の論点についての

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
応報告で取り扱わないこととした一部の論点の明確化	は、別途公表した「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)で取り扱うこととしていたが、「一部の論点」が何かについての記載はない。	扱わず、論点整理で取り扱うこととした論点の項目を列挙した。 加えて、論点整理のうち電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点に対して寄せられたコメントについて審議した結果、これらの論点については本実務対応報告では取り扱わないこととした旨の記載を追加した。	記載を明確化するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
(2) 新株予約権及び新株予約権付社債に該当する場合の取扱い	記載なし。	電子記録移転有価証券表示権利等に該当する、新株予約権や新株予約権付社債を発行する場合の発行の会計処理に関する記載を追加した。	電子記録移転有価証券表示権利等に該当する、新株予約権や新株予約権付社債の発行の会計処理に関する追加の定めは、電子記録移有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する基本的な考え方に沿って定めたものであるため、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
(3) 保有の会計処理に関して別途の取扱い	結論の背景で、金融商品会計基準等 ¹ における定めのうち、「約定	別途の取扱いは、金融商品実務指針第 22 項における「約定日基準」	保有の会計処理に関する別途の取扱いについての記載を明確化する

¹ 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。また、以下、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて「金融商品会計基準等」という。)を指す。以下同様。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
いを定めている部分の明確化	<p>日基準」に対して、本公開草案において別途の取扱いを定めることを明記している。また、「約定日基準」の定めにおける「約定日」、「受渡日」及び「市場の規則又は慣行に従った通常の間」を、それぞれ「売買契約を締結した時点」、「電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点」及び「短期間」に置き換えていることを明記している。</p>	<p>を置き換えたものであることをより明確にするため、本文に、金融商品実務指針第 22 項の定めに関わらない旨の記載を追加した。</p>	<p>ものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。</p>
(4) 組合等への出資に該当する場合の保有の会計処理	<p>権利の内容が組合等への出資である金融商品会計基準等の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の貸借対照表価額及び評価差額の会計処理について、金融商品実務指針第 132 項のみを参照している。</p>	<p>組合等への出資の会計処理に関する参照先として、金融商品実務指針第 132 項に加え、第 308 項も記載した。</p>	<p>組合等への出資に該当する場合の保有の会計処理についての記載を明確化するものであり、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。</p>

5. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

他の会計基準等の修正に関する公開草案の公表の要否

6. 以下の項目については、上記のとおり本公開草案に記載していないが、実務対応報告の文案に他の会計基準等の修正を追加している。

この点、適正手続規則では、新規の企業会計基準等の開発又は既存の企業会計基準等の改正に関連して、その開発又は改正と同時期に、用語や企業会計基準等の名称の変更等に伴って形式的に変更することを、「企業会計基準等の修正」として定義されており（適正手続規則第 24 条第 1 項(2)①）、「企業会計基準等の修正」については、原則として、公開草案を公表し、広く一般からの意見を募集するが、重要性が乏しい場合など、企業会計基準委員会の委員長の判断により、企業会計基準委員会の議決を経て、公開草案を公表しないことができるとされている（適正手続規則第 24 条第 3 項及び第 19 条第 1 項）。

そのため、当該他の会計基準等の修正に関する公開草案の公表の要否について検討する必要がある。

項目	修正の内容	公開草案を公表しない理由
(1) 本実務対応報告の公表による他の会計基準等についての修正	本実務対応報告の公表により企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」第 108-2 項の記述を形式的に変更するもの。	修正内容は本実務対応報告に公表により、記述を形式的に変更するものであり、当該変更が実務に与える影響は想定されないため、公開草案を公表する必要はないと考えられる。

7. 上記の検討の結果、本実務対応報告の公表による他の会計基準等についての修正について、公開草案を公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以上